

自然科学研究機構生理学研究所情報処理・発信センター規則

平成20年3月31日
生研規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第42条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構生理学研究所情報処理・発信センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構生理学研究所規則（平成16年生研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、生理学研究所（以下「研究所」という。）の研究活動及び研究成果を広く社会に情報発信するとともに、蓄積した研究成果を研究所の内外の研究者や教育者の利用に供し、未来の科学者の育成にも資することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究所の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(室)

第5条 センターに、次に掲げる室を置く。

- 一 アーカイブ室
- 二 医学生理学教育開発室
- 三 ネットワーク管理室

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

- 一 自然科学研究機構生理学研究所点検連携資料室規則(平成19年生研規則第14号)
- 二 自然科学研究機構生理学研究所広報展開推進室（平成19年生研規則第15号）

附 則（平成26年生研規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年生研規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。